

表2 技術者の資格表 (4/4)

資格区分 資格コード		建設業の種類		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	しゅ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
その他	94 熱絶縁施工																							○								
	95 建具製作・建具工・木工（選択科目「建具製作作業」）・カーテンウォール施工・サッシ施工																								○							
	96 造園																								○							
	97 防水施工																						○									
	98 さく井																								○							
その他	61 地すべり防止工事	実務 経験	1	年							○																		○			
	6A 地すべり防止工事（附則第4条該当）		1	年																										○		
	62 建築設備土	実務 経験	1	年							○	○																				
	63 計装		1	年							○	○																				
	40 基礎ぐい工事									○																						
	60 解体工事																														○	
99 その他（大臣特認等）																																
01 法第7条第2号イ該当		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
0A 法第7条第2号イ該当（経過措置用）																															○	
02 法第7条第2号ロ該当		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
0B 法第7条第2号ロ該当（経過措置用）																															○	
01 法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
0A 法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当（経過措置用）																															○	
02 法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
0B 法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当（経過措置用）																															○	
03 法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）		○	○								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
04 法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

○：特定建設業 及び 一般建設業の営業所専任技術者 となりうる資格

○：一般建設業の営業所専任技術者 となりうる資格

指定建設業

※ 「汚物処理」は昭和57年総理府令第37号による改正前の技術士法施行規則による選択科目である。

(注1) 表中の「実務経験」は合格後の実務経験年数をいう。

(注2) 平成16年4月1日時点で2級の技能検定に合格していた者は、"3年の実務経験"を"1年の実務経験"とする。

(注3) 資格コード「01」「02」且つ指定建設業以外の○印のもので、法第15条第2号ロに該当する者は特定建設業の営業所専任技術者となりうる。

解体工事業に関する技術者の注意事項

※1 平成27年度までの合格者に対しては、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要である。

※2 解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要である。

資格区分にある（附則第4号該当）、（経過措置用）とは、「解体工事業」の技術者の要件を満たしていないものの、

施行日時点において、「とび・土工工事業」の技術者としての要件を満たす者を指します。

点線（○、◎）で記載された資格等を有する技術者は、平成33年3月31日までの間に限り、解体工事業の技術者としてみなされます。

この技術者を専任技術者として申請する場合、アルファベット付きのコードの方を用いてください。